

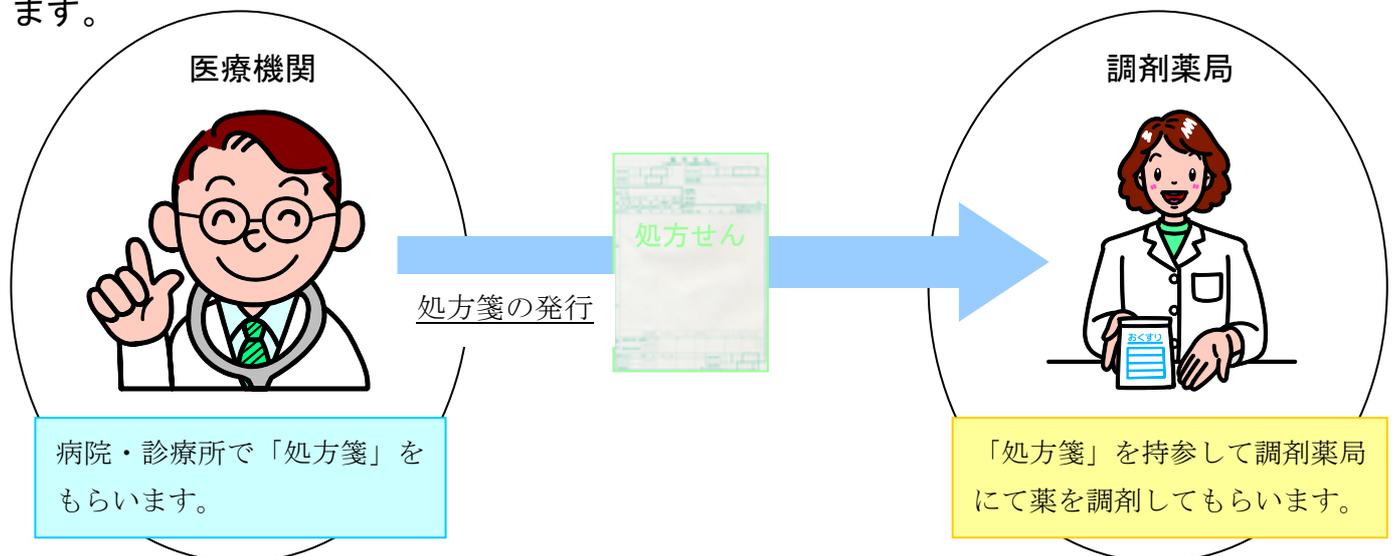
『医薬分業』とは？



医薬分業とは、病気になり医師の診断を受けた際に病院・診療所で薬をもらっていましたが、その代わりに「**処方箋**」をもらい、それにもとづいてお近くに**保険調剤薬局**で薬を調剤してもらうことを言います。

処方箋には薬の種類、使い方が書いてあり、薬剤師があなたの体質や今まで服用した薬の状況などの記録（薬歴）をもとに、書かれている薬の量や飲み合わせ等を確認の上調剤します。

そして、薬をわたす際に薬の正しい服用方法、留意点などについて、わかりやすく説明（服薬指導）することにより、より一層安全に薬を服用できることを目指しています。このように、医師と薬剤師がそれぞれの専門性を発揮し、協力し合うことでより良い医療の提供を図ります。厚生労働省においても、医薬分業の推進を積極的に取り組んでいます。



処方せんをもらったら？

薬局であればどこでも調剤します。但し、「**保険薬局**」でないと保険は適用されませんので、「保険薬局」の表示がしてある薬局に行ってください。

薬局は自由にお選びいただいて結構ですがお住まいの近くに「**かかりつけ薬局**」を決めていただくと便利です。日本薬剤師会では「かかりつけ薬局」としての「**基準薬局**」制度を推進しております。

